

## 事故の発生時の対応及び再発防止の指針

### 1.基本方針

特別養護老人ホーム山手さくら苑（以下「施設」という）事故発生の対応及び再発防止の基本方針は下記の通りとする。

- ①人はミスを犯し事故を起こす。個人の力だけでは事故は防げない。
- ②事故防止は組織で取り組む
- ③万が一事故が起きても被害を最小限に止める事が重要
- ④そのためには職員一人ひとりが「危険予知」の完成を高め、危険の要因の発見と事前の「事故防止」が出来るようにする。
- ⑤危険要因の情報を職員間で共有し、共同して対策や目標設定を行う。
- ⑥職員のチームワーク・モチベーションを確保し、職員同士が相互に助言や注意をして、手助け合える体制を取る。
- ⑦軽微な事故についても記録報告し再発防止の措置を講ずる。
- ⑧ひとつの重大事故が発生する要因に、何十もの軽微な事故・何百ものヒヤリハット・
- ⑨不安定行動・不安定状態がある事を常に自覚する。

### 2.体制

#### （1）事故対策委員会の設置

##### ①目的

事故発生の対応及び再発防止を達成するために、施設に事故対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

##### ②事故対策委員会の構成（下記の職員で構成する）

- ・施設長（委員長）
- ・副施設長
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・管理栄養士
- ・生活相談員
- ・その他（委員長が必要と認める職員）

任命は施設長が行い、任期は1年とするが再任は妨げない。

##### ③事故対策委員会の業務

委員長の招集により事故対策委員会を定期的（1回/月）に開催する。その他必要に応じて臨時の委員会を開催し「事故発生の対応及び再発防止」の他下記の事項を審議する。

- ・ 指針、マニュアルの作成及び改定
- ・ 職員に対して研修の企画と実施 「年に1回以上」
- ・ 新規採用者に対する研修（新入職オリエンテーション）
- ・ 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討、策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価に関する事
- ・ 事故及びヒヤリハット報告に上がらないリスクの把握、分析、再発防止策の検討、策定、防止策の実施、防止 対策実施後の評価に関する事
- ・ 介護、医療安全対策及び再発防止策のための職員に対する指示に関する事
- ・ 介護、医療安全対策及び再発防止策のために行う提言に関する事
- ・ 介護、医療安全対策及び再発防止策のための研修の検討及び実施、広報に関する事

## 目次

1. 万が一に備える対応
2. 事故発生時の対応
3. 事故発生後の対応
4. 転倒
5. 呼吸
6. 嘔吐・吐血
7. 血圧
8. 発熱
9. 急変時マニュアル
  - ・ 夜間ショート急変（意識あり）
  - ・ 夜間ショート急変（意識なし）
  - ・ 夜間特養急変（意識あり）
  - ・ 夜間特養急変（意識なし）
  - ・ 日中ショート急変（軽微なもの）
  - ・ 日中ショート急変（転倒など）
  - ・ 日中特養急変（軽微なもの）
  - ・ 日中特養急変（転倒など）
  - ・ 特養看取りⅠ
  - ・ 特養看取りⅡ
  - ・ 119番手順
10. 神戸市事故報告要項

# 事故の発生時の対応及び再発防止マニュアル

平成 19 年 4 月 1 日作成

平成 20 年 7 月 1 日改訂

平成 25 年 4 月 1 日改訂

平成 26 年 6 月 1 日改訂